

愛媛労働局発表
令和元年11月29日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室
室長 佐藤 真理子
室長補佐 三好 健太
(電話) 089 (935) 5222
(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～ ハラスメント対応特別相談窓口の設置～

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、事業主・人事労務担当者が、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深め、また企業のパワーハラスメントのない職場づくりに向けた取組みを促進するため、ハラスメント対策の推進を展開いたします。

愛媛労働局（局長 縄田 英樹）では、「職場のハラスメント撲滅月間」の一環として、以下のとおり「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント等に関する相談を受付けます。

● ハラスメント対応特別相談窓口の設置（資料No. 1）

セクハラ、いわゆるマタハラ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、パワハラ等企業の人事担当者や働くみなさまからの相談も受け付けています。

（令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火））

（参考）ハラスメント相談状況（愛媛労働局資料：裏面）

《参考資料》

資料No. 1 ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（チラシ）

資料No. 2 職場でつらい思いしていませんか？（パンフレット）

資料No. 3 パワーハラスメント対策が事業主の義務になります！（リーフレット）

ハラスメント相談状況について（平成29～31年度）

1. 相談件数

事項	平成29年度	平成30年度	平成31年度※
セクシュアルハラスメント	57	65	22
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い	31	48	22
育児休業等を理由とする不利益取扱い	53	97	43
妊娠・出産等に関するハラスメント	37	26	12
育児休業等に関するハラスメント	157	122	37
いじめ・嫌がらせ（パワハラ含む）	725	888	484
《 合計 》	1,060	1,246	620

※平成31年度は上半期分（平成31年4月～令和元年9月分）

2. ハラスメント相談事例

(1) セクシュアルハラスメント

同僚からセクハラを受けて困っている。入社時にセクハラ防止について説明を受けた記憶があるが、どこに相談してよいかもわからない。今後どのように対応すればよいか。

(2) 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い

妊娠に伴う体調不良により仕事を休むことが多くなり、正社員からパートになるよう事業主から言われている。出産後も正社員として働きたいと考えているが、事業主の対応に問題はないのか。

(3) パワーハラスメント

上司・同僚からいじめ・嫌がらせを受け、退職に至った。退職を余儀なくされたことによる経済的・精神的苦痛に対して金銭的補償を求めたい。

(参考)

職場におけるセクシュアルハラスメントについては、平成11年4月から事業主に防止措置を講じることが義務付けられています。

また、平成29年1月1日から、新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。